

人材紹介会社による看護職員等の紹介手数料への対応について

今後、高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズの更なる増大が見込まれる一方、生産年齢人口は減少に向かう中で、効率的で質の高い医療を安定的に提供するためには、看護師、准看護師、保健師及び助産師等（以下「看護職員等」という。）の確保は一層重要となる。

近年の看護職員等に係る求人・求職活動においては、医療機関の求めに応じて看護職員等を効率的に募集できるだけでなく、求職者に対してもきめ細やかなサービスが無償で提供し、医療機関及び求職者のニーズを満たしている有料職業紹介事業者（以下「人材紹介会社」という。）の台頭が著しい。

一方で、その紹介手数料（以下「手数料」という。）は高額に設定されていることから、公定価格である診療報酬を基本として経営を行い、手数料を価格に転嫁できない医療機関の経営を大きく圧迫している。

手数料については、令和4年度「職業紹介事業報告」に基づく南関東ブロックにおける看護職員等の一人当たり平均手数料は70.2万円であるが、80万円以上となるケースも多い。また、令和5年度の「第24回医療経済実態調査報告」では、医業損益が大幅に悪化する中、手数料は前年度比で1.2倍に増加するなど、医療機関への影響は深刻化し看護職員等の確保を困難なものにしている。

人材紹介会社に対する対応として、国では、職業紹介優良事業者認定制度の創設、職業紹介事業の許可条件の厳格化（求職者への金銭の提供禁止及び2年間の転職勧奨禁止）に加え、令和7年4月1日から手数料率の実績の公開と違約金規約の明示に係る措置を講じているが、法令遵守の徹底と雇用仲介事業の見える化に重きが置かれ、手数料の規制自体に踏み込んだものではないことから、実効性に乏しいといわざるを得ない。

看護職員等の求職・求人活動において、人材紹介会社の利用が恒常化している現状や医療機関の負担を踏まえ、手数料の適正化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

人材紹介会社への高額な手数料の支払いが医療機関の経営を圧迫している現状等を踏まえ、看護職員等の安定的な確保を図る観点からも、手数料に係る適切な上限設定やその内容を遵守させるための実効性の確保等、必要となる措置を講じること。

令和7年11月17日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

九都県市首脳会議

座長	横浜市 長	山中 竹 春
	埼玉県 知事	大野 元 裕
	千葉県 知事	熊谷 俊 人
	東京都 知事	小池 百合子
	神奈川県 知事	黒岩 祐 治
	川崎市 長	福田 紀 彦
	千葉市 長	神谷 俊 一
	さいたま市長	清水 勇 人
	相模原市長	本村 賢 太 郎